第9回町民会議 住民(町民)分科会 記録

- ★番号は要約集の設問番号
- 1 まちづくりの主体者
- ○排除ありきで考えない方が良い。
- 2 町民の権利・責務・役割
- ○負担の再配分という考え方が必要 無関心層が一番困る、無関心層の責任の負い方をどうするか。
- ○協働のまちづくり条例には、住民の責務に関する記述がない。自治基本条例を考えるなら 権利も責務も整理する必要がある。
- ○行政が地域に出ていく。地域(住民)を育てる。
- ○住民のばらばらの意見をまとめる意思表示の方法(確認の方法)が必要。
- ○その意思表示の根本は、権利と責務になる。
- 3 行政・町長の責務・役割
- ○これだけ意見が出てきているのは、実際やっていないということではないか。
- ○住民にわかりやすい公約、住民が判断できる形の公約が必要。 組織的?な報告をやっていない。(個人的な報告会はやっているが)
- ○何をやっているのかが見えない。民間であれば数字が出てくる。途中経過が見えるようすべき。
- ○計画の評価の仕方を改める。(○△×ではダメ)
- 4 議会・議員の責務・役割
- ○議員も何をやっているかわからない。
- ○地域の人たちにも伝わっていない。議会だよりぐらい。
- ○議会報告会はやっているが参加者はほぼ支援者だけ。
- ○今までは監視機能だけだったが、今後は自ら提案し関与していく能動的になる必要がある。 協働のまちづくり条例では調査権を認めているが、、、
- ○視察に行っても「良かった、参考になった」だけ
- ○地方自治法に基づいた最低限のものに終わってししまっている。
- ○議員のレポートが必要。
- ○議員の公約も評価する仕組みが必要

- 5 情報公開・共有・個人情報保護について
- ○情報公開条例では公開判断は行政に委ねられている。
- ○本来、審議会の会議録などは公開されるべき。
- ○行政の裁量だけにならないように
- ○必要な範囲で個人情報の共有(福祉分野)
- 7 地域コミュニティの役割等
- ○区の再構築が必要。
- ○区の組織をしっかりさせる必要がある。 老人会、婦人会、子ども会などそれぞれ独立していてまとまりがない。
- ○区長にもう少し権限を与え、充実した組織にする
- ○区長の役割分担
- ○行政が区長に安易に投げすぎ(あて職)
- 9 住民投票のしくみ
- ○住民投票制度があっても難しい点がある。(小平市、北本市)
- ○常設型の場合、誰が実施を決めるかが問題。
- ○住民投票まで行かなくても、その地域の意思確認の仕組みが必要。